

事務連絡  
令和4年1月19日

別記 御中

厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

令和4年10月以降の介護職員の処遇改善に係る措置について

平素より、介護保険行政の推進につきまして、ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

介護職員の処遇改善については、「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」（令和3年11月19日閣議決定）に基づき、本年2月から9月までの間、「介護職員処遇改善支援補助金」により実施することとしているところです。

令和4年10月以降の措置については、大臣折衝事項（令和3年12月22日）において、「令和4年10月以降について臨時の報酬改定を行い、収入を3%程度（月額平均9,000円相当）引き上げるための措置を講じることとする」とされ、これを前提に、介護職員処遇改善支援補助金と同様の措置とする案について、現在社会保障審議会介護給付費分科会においてご議論いただいているところです。

介護サービス事業所・施設におかれましては、こうした状況も踏まえ、本年2月より、介護職員の処遇改善を行っていただくようお願いいたします。

参考として、第206回社会保障審議会介護給付費分科会（令和4年1月12日開催）の資料（別添）を共有するとともに、当該措置の詳細については、分科会での議論を踏まえ、今後お知らせいたします。

(別記)

公益社団法人 全国老人保健施設協会  
一般社団法人 日本慢性期医療協会  
日本介護医療院協会  
公益社団法人 日本看護協会  
公益財団法人 日本訪問看護財団  
一般社団法人 全国訪問看護事業協会  
一般社団法人 全国デイ・ケア協会  
一般社団法人 日本訪問リハビリテーション協会  
一般社団法人 日本リハビリテーション病院・施設協会  
一般社団法人 日本言語聴覚士協会  
一般社団法人 日本作業療法士協会  
公益社団法人 日本理学療法士協会